

越前町立朝日小学校 いじめ防止基本方針

～全ての児童が生き生きとした学校生活を送れるように～

令和 6 年 4 月 1 日

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。(福井県いじめ防止基本方針より)

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市町、市町教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは「当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第 2 条より）を指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組み

(1)「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的・系統的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、多様性を互いに尊重し、認め合うことができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

「特別な教科道徳」の時間だけではなく、教育活動全般において、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取組み（安心安全な学校・学級づくり、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

【教職員】

- ・学校行事や日頃の活動に、ポジティブ教育を活動の工夫として積極的に取り入れている。
- ・学級や学年、縦割り班活動で、児童が主体となり、意欲的に取り組めるような活動を行うことができる。
- ・定期的にアンケートや面談を実施するなど、いじめの早期発見に努めている。

【児童】

- ・アンケートや教育相談では、なやみや困っていることを先生に伝えることができる。

【保護者】

- ・学校は、アンケートや面談を定期的に実施するなど、子どもたちの不安等を把握する取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○「いじめ対策委員会」の設置

いじめ対策について、指導の方策を協議し、具体的な活動を計画、実践します。また、全教員で「生徒指導提要」第4章を読み込む機会を設け、教員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図ります。

○授業改善

全ての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究会を行い、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り班活動や異年齢交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取り組みを推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○インターネットや情報機器に関する指導

インターネットや情報機器（スマートフォン・携帯電話・タブレット・ゲーム機等）の利点について、学校独自のルールづくりを通して、児童や保護者が危険性や注意点等を考える機会を設けます。また、国の「教育の情報化に関する手引き」等を活用し、情報モラル教育の充実に努めます。

○特に配慮の必要が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童

○SOSの出し方に関する教育

危機的状況に対応するため、援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等）ができるための教育を行います。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

○いじめに係る情報の記録

いじめに係る情報を適切に記録します。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

○いじめ対策委員会への報告

いじめを発見し、または相談を受けた場合、速やかにいじめ対策委員会に報告し、情報を共有します。

(5) いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、事実を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、解決に向けた最善の方法を講じます。

○警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察に連絡し連携して対応します。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。

この相当期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第23条に基づく義務）

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（30日間を目安とする）」があるときは、国のいじめ防止基本方針やガイドライン等にしたがって、次の対応を行います。

- ・重大事態が発生した旨を、市町教育委員会を通じて地方公共団体の長に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市町が調査主体になる場合は事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

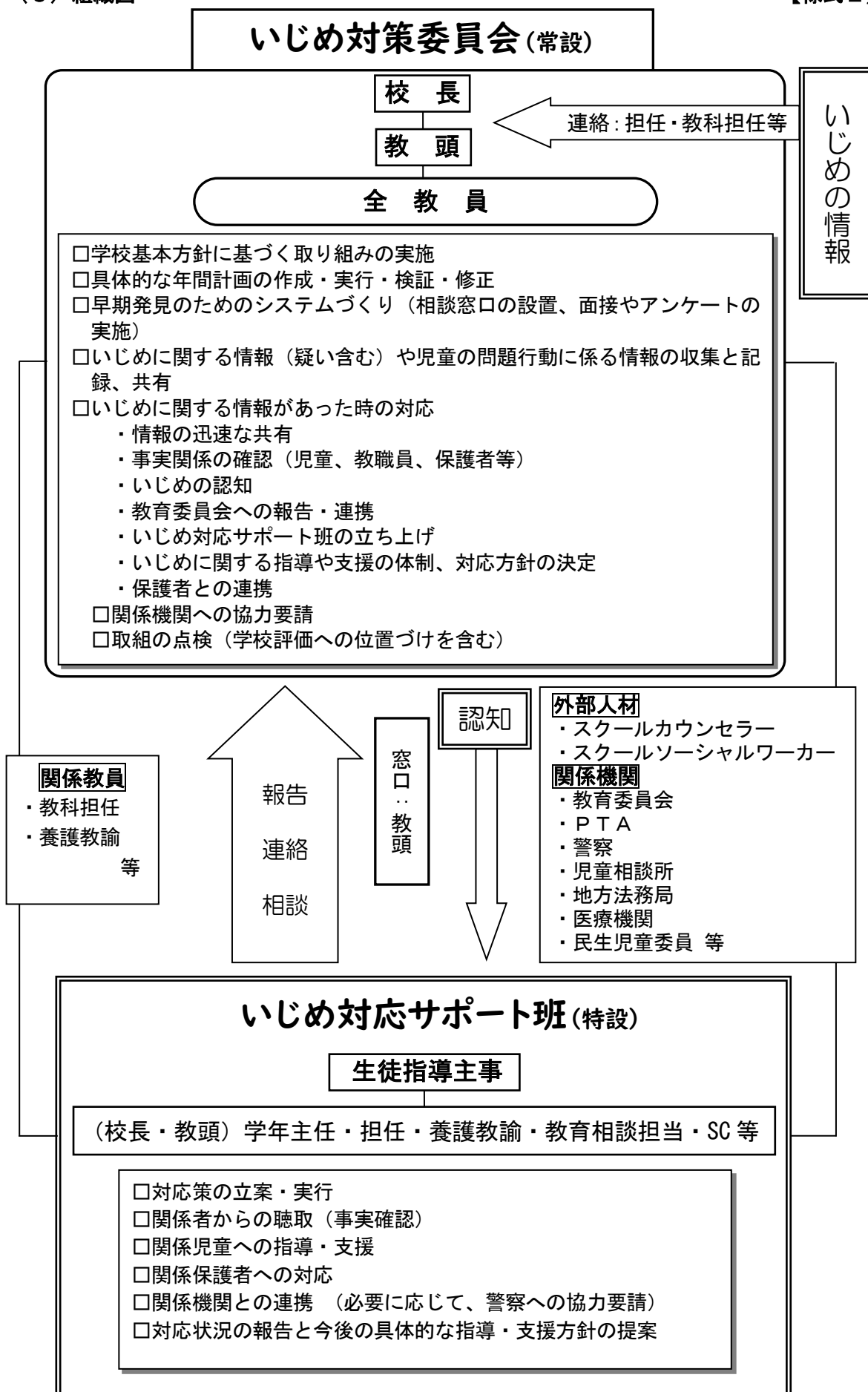
いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的（月1回以上）に開催します。

- | | |
|-------|--|
| (構成員) | 全教員 |
| (活 動) | <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成 ・教職員、生徒、保護者等に対し、学校いじめ防止基本方針について周知 ・「生徒指導提要」の読み込みによる、いじめ防止と対策に係る共通理解 ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動計画、実践、振り返り ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議 ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践 ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成 ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画 ・記録の保存（保存期間：5年） ・いじめの認知 ・「いじめ対応サポート班」の設置 ・教育委員会や関係機関等との連携 ・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検 ・学校いじめ防止基本方針の見直し |

(2) いじめ対応サポート班

いじめ事案に対する対応策を協議するため、いじめ事案発覚後すぐに「いじめ対応サポート班」を特設し、次の活動を行います。

- | | |
|-------|--|
| (構成員) | (校長、教頭) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等 |
| (活 動) | <ul style="list-style-type: none"> ・当該いじめ事案の対応方針の決定 ・関係者からの聴取等による情報収集 ・いじめ対策委員会への報告、連絡、相談 ・被害児童やその保護者への継続的な支援 ・加害児童への指導やその保護者への説明 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や警察、児童相談所等との連携 |



5 いじめ対策の年間行動計画

【様式3】

教員の動き等		児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
4 月	いじめ対策委員会 ・共通理解 ・基本方針の確認 ・年間計画の策定 ↓ 職員会議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ PTA総会・学校HP ・基本方針の公表	学年・学級目標を考えよう(学活)					
	いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	1, 2年交流会 ・校内たんけん		委員会活動 ・リーダー育成 ・主体的、自治的な組織活動			
		ポジティブ教育の実践 ソーシャル・スキル・トレーニング					
		縦割り班交流活動わくわくタイム					
		心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
5 月	校内研修 ・授業研究 ・居場所づくり、絆づくりを意識した授業づくり	町探検 ・生活科		クラブ活動4, 5, 6年 ・リーダー育成			
	いじめ対策委員会 ・心の天気調べや児童の実態調査などから、定期的に状況把握	体育大会 ・ピア・サポート活動 ・目標達成に必要なスキルを選んでプランニング ・リーダー育成 ・縦割り班での競技、応援練習(絆づくり) ・親子や家族のふれあい					
						インクルーシブ教育 ・特支校交流	
		心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
家庭・地域・学校協議会							
6 月	校内研修 ・ICT機器の活用	Ⅰ学期いじめアンケート調査 教育相談の実施 QU調査①					
	授業研究会 ・授業公開 ・研究協議会					福祉ボランティア活動計画 ↓ 準備	
		心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
		いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握 ・夏季休業前指導	アンケート調査(中間学校評価)				

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	保護者会 ・情報交換 ・意見収集	レジリエンス教育の授業実践					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握						
	中間学校評価アンケート分析 ・未然防止に生かす	心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
8月	いじめ対策委員会 ・中間学校評価アンケートからの振り返り ・2学期に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	親子読書の推奨					
	いじめに関する校内研修 ・1学期の反省 ・2学期の具体的取組 ・教員の意識点検 1学期の授業実践紹介						
	家庭・地域・学校協議会	家庭訪問 子どもや地域の状況把握					
9月	情報発信 ・中間学校評価の結果 ・2学期の具体的取組 ↓ 学校だより・HPで発信	縦割り班交流活動わくわくタイム					
	校内研修 ・ポジティブ教育 ・道徳、人権教育						
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					

教員の動き等		児童の活動等					
		1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
10 月	校内研修 ・授業研究 ・居場所づくり、絆づくり を意識した授業づくり	遠足 ・絆づくり ・自主的な計画 ・学年リーダー育成				インクルーシブ教育 ・特支校交流	修学旅行 ・自主的 計画運営 ・絆づくり ・ピア・サ ポート活 動
	授業研究会 ・授業公開 ・研究協議会						
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
	2学期いじめアンケート調査 教育相談の実施 (QU調査②)						
11 月		よりよい人間関係を築こう グループエンカウンター実施					
		学習発表会 ・学年テーマにそった学習活動の発表					
	保護者会 ・情報交換 ・意見収集					インクルーシブ教育 ・特支校交流	
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	アンケート調査(年間学校評価)					
		心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
12 月	校内研修 ・道徳・学活の授業公開	人権週間・人権集会 ・いじめ撲滅や人権に関わる道徳の実施 ・学級活動において、人権に関する話し合い活動を実施					
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	いじめ・人権をテーマにした道徳・学活の授業公開					
	年間学校評価アンケート 分析 ・1学期末との比較	年賀状交流 ・体験的な活動 ・絆づくり ・地域のお年寄りとの交流					
	心のお天気調べ(いじめ自己チェック)						

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 ・年間学校評価アンケート等をもとに振り返り ・3学期・新年度に向けて ↓ 職員会議 ・重点事項確認	縦割り班交流活動わくわくタイム					
	情報発信 ・年間学校評価の結果 ・3学期の具体的取組 ↓ 学校だより・HPで発信						
	家庭・地域・学校協議会	心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
2月	家庭・地域・学校協議会	3学期いじめアンケート調査 教育相談の実施					
	校内研修 ・2学期の実践紹介 ・今年度の課題と成果 ・次年度に向けて	新入生交流会 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流					中学校体験入学 ・新たな絆づくり ・異校種生との交流
	いじめ対策委員会 ・定期的に状況把握	心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					
3月	いじめ対策委員会 ・年度の振り返り ・新年度に向けて計画改善 ↓ 職員会議 ・課題確認 ・具体的取り組み計画の確認	6年生を送る会(縦割り班お別れ会) ・感謝の心や絆づくり ・進級に向けての自覚					
	情報発信 ・年間学校評価	心のお天気調べ(いじめ自己チェック)					校内奉仕作業 ・学校、地域に感謝